

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知市(以下「甲」という。)と高知県教育委員会(以下「乙」という。)は、南海地震等が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設(以下「津波避難ビル」という。)として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条

乙は、乙が所有する別紙「施設概要」の施設(施設の管理者が指示する部分に限る。)を津波避難ビルとして地域住民等に使用させるものとする。また、別紙施設の内容に変更がある場合には、その都度甲乙協議の上で調整を行い、「施設概要」の修正を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する施設(以下「対象施設」という。)に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

(使用期間)

第2条

対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条

甲及び地域住民等は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条

施設の使用料(使用に伴い発生する共益費を含む。)は、無料とする。

(原状回復義務)

第5条

甲は、第2条に規定する使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない(地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。)。この際、地域住民等が破損しなければ避難

が困難であり、やむを得ず破損した箇所がある場合には、その回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙で協議して定めるものとする。

(利用者責任)

第6条

乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第7条

甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第8条

この協定は、平成23年12月5日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第9条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 12月 5日

甲 高 知 市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
教育長

津波避難ビル施設概要

学校名	所在地	用途	構造	面積等	階数
高知小津高等学校	高知市城北町1-14	本館（中央）	R C、3 F	建物面積 898.45㎡のうち 218.16㎡	屋上
		本館（東）	S R C、6 F	建物面積 5,920.45㎡のうち 2,536.27㎡	4～6 F
		本館（西）	S R C、5 F	建物面積 5,255.63㎡のうち 1,067㎡	4～5 F
		芸術棟	R C、4 F	建物面積 2,336.38㎡のうち 522.47㎡	4 F
高知丸の内高等学校	高知市丸ノ内2-2-40	南校舎	R C、4 F	建物面積 4,026.38㎡のうち 822.4㎡	4 F
高知西高等学校	高知市鴨部2-5-70	体育館棟	R C、3 F	建物面積 4,875.68㎡のうち 1,927.6㎡	2 Fアリーナ 3 Fギャラリー
高知工業高等学校	高知市棧橋通2-11-6	校舎（1号館）	R C、4 F	建物面積 2,209.64㎡のうち 435.14㎡	4 F
		情報技術科棟	R C、4 F	建物面積 1,352.16㎡のうち 217.89㎡	4 F
岡豊高等学校	南国市岡豊町511-1	（北・東棟）校舎	R C、4 F	建物面積 2,620.98㎡のうち 472.6㎡	4 F
		（北・西棟）校舎	R C、4 F	建物面積 3,213.72㎡のうち 430.18㎡	4 F
		（南西棟）校舎	R C、4 F	建物面積 2,659.35㎡のうち 587.74㎡	4 F
		（南東棟）校舎	R C、4 F	建物面積 3,106.19㎡のうち 493.92㎡	4 F

津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等による津波が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 高知市棧橋通六丁目2番1号
- (2) 所有者 高知県
- (3) 名称 旧高知南中学・高等学校
- (4) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建
- (5) 使用場所 北舎4階及び屋上、南舎4階
合計2,366㎡（約2,366人収容）

2 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において、地域住民等が避難をしたことによって対象施設に損傷を与えたことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙で協議して定めるものとする。

（損害賠償責任）

第6条 乙は、対象施設が津波避難ビルとして使用中の期間においては、当該対象施設内において発生した地域住民等に係る事故その他の損害に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合には、この限りではない。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第7条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定したときは、原則として、それを表示する看板を対象施設に設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、甲が新所有者と協定を締結した場合は、乙との協定は終了するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月7日

甲 高知市
高知市長

乙 高知県
高知県知事